厚生課
事務管理課（東京国税局及び大阪国税局を除く。）
事務管理第一課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
事務管理第二課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
事務管理第三課（東京国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　第一項に掲げるもののほか、東京国税局に情報処理管理官九人を、大阪国税局に情報処理管理官三人を置く。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百九十五人以内を置く。

２　［略］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官六十二人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百七十五人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百三十九人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百六十七人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千五十八人以内を置く。

２　［略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

［略］

２　特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	特別国税査察官	統括国税査察官
［略］					

厚生課
事務管理課（東京国税局を除く。）
事務管理第一課（東京国税局に限る。）
事務管理第二課（東京国税局に限る。）
事務管理第三課（東京国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　第一項に掲げるもののほか、東京国税局に情報処理管理官九人を、大阪国税局に情報処理管理官二人を置く。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百九十八人以内を置く。

２　［同上］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官六十人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百三十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千四十八人以内を置く。

２　［同上］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

［同上］

２　特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	特別国税査察官	統括国税査察官
［同上］					